

緊急消防援助隊岡山県大隊応援等実施計画

令和6年3月29日 消第1322号

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、岡山県大隊、岡山県統合機動部隊、岡山県エネルギー・産業基盤災害即応部隊、岡山市消防局NBC災害即応部隊、岡山県土砂・風水害機動支援部隊（以下「岡山県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、岡山県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この計画において使用する緊急消防援助隊に係る用語の定義は、別表第1のとおりとする。

第2章 岡山県大隊等の編成

(県内ブロック)

第3 岡山県大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を別表第2のとおりブロック分けするものとする。

2 各ブロックに幹事消防本部を置き、ブロック内の次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 出動に係る連絡及び調整
- (2) 後方支援活動に係る連絡及び調整
- (3) その他必要な事項

(連絡体制等)

第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援等出動時における各市町村（各消防本部）及び関係機関の連絡先は、別表第2及び別表第3のとおりとする。
- (2) 県内の消防機関間の連絡体制は、代表消防機関は幹事消防本部に対して連絡し、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡することを基本とする。
- (3) 連絡方法は、原則としてNTT回線又は岡山県防災行政無線の電話若しくはFAX（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとし、必要に応じて消防防災無線、県内主運用波及び地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

(岡山県大隊等の編成)

第5 岡山県の登録隊は、別表第4のとおりとする。

- 2 地震災害における岡山県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第5のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- 3 土砂・風水害における岡山県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第6のとおりとする。

おりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。

- 4 地震災害及び土砂・風水害以外の災害における岡山県大隊及び統合機動部隊の編成は、別表第5及び別表第6を参考にして、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。
- 5 大隊は県単位とし、「岡山県大隊」と呼称するものとする。なお、岡山県大隊長は、代表消防機関の岡山市消防局の職員をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代表消防機関代行の倉敷市消防局又は津山圏域消防組合消防本部の職員をもって充てるものとする。
- 6 岡山県大隊に、消火、救助、救急等の任務単位ごとに中隊を設けることとし、各中隊を「消火中隊等」と呼称するものとする。なお、中隊長は、岡山県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。以下同じ。）が指定するものとする。
- 7 各中隊に、各車両又は付加された任務単位ごとに小隊を設けることとし、各小隊は各消防本部の呼び出し名称により「〇〇小隊」（例：〇〇市消防救助小隊・〇〇救助1号車隊等）と呼称するものとする。
- 8 集結場所への集結から現地到着までの活動において、代表消防機関の決定により、岡山県大隊はブロック別に活動することができるものとする。この場合、ブロック単位でブロック中隊を編成し、「〇〇ブロック中隊」と呼称するものとし、ブロック中隊長は幹事消防本部の職員の中から岡山県大隊長又は部隊長が指定するものとする。
- 9 後方支援中隊長は、次に掲げる消防本部の職員をもって充てるものとする。
 - (1) 岡山県大隊出動時 津山圏域消防組合消防本部
ただし、アクションプラン適用時、県大隊とエネルギー産業基盤即応部隊がそれぞれ別の場所に宿営する場合、県大隊の後方支援中隊長は津山圏域消防組合消防本部が担当し、エネルギー・産業基盤災害即応部隊の後方支援中隊長は倉敷市消防局が担当するものとする。
 - (2) 統合機動部隊の単独出動時 岡山市消防局
ただし、岡山県大隊が後続して出動する場合は、岡山県大隊が被災地到着後、津山圏域消防組合消防本部の職員にその任を引き継ぐものとする。
 - (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の単独出動時 倉敷市消防局
 - (4) 土砂・風水害機動支援部隊の単独出動時 津山圏域消防組合
- 10 統合機動部隊は、別表第10（地震災害の場合）又は別表第11（土砂・風水害の場合）のとおり編成し、「岡山県統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、岡山県統合機動部隊長は、代表消防機関の岡山市消防局の職員をもって充てるものとする。
- 11 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、別表第12のとおり編成し、「岡山県エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、岡山県エネルギー・産業基盤即応部隊長は、倉敷市消防局の職員をもって充てるものとする。
- 12 N B C 災害即応部隊は、別表第13のとおり編成し、「岡山市消防局 N B C 災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、岡山市消防局 N B C 災害即応部隊長は、岡山市消防局の職員をもって充てるものとする。
- 13 土砂・風水害機動支援部隊は、別表第14のとおり編成し、「岡山県土砂・風水害機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、岡山県土砂・風水害機動支援部隊長は、代表

消防機関の岡山市消防局の職員をもって充てるものとする。

（指揮体制等）

第6 岡山県大隊等の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。

- 2 受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。）別記様式1のとおりとする。
- 3 岡山県大隊長は、当該岡山県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該岡山県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 4 岡山県統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、岡山県大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、当該岡山県大隊長が被災地に到着するまでの間とする。
- 5 岡山県エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 岡山市消防局NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 岡山県土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 中隊長は、岡山県大隊長又は部隊長の指揮の下で、小隊の活動を指揮するものとする。
- 9 小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を指揮するものとする。
- 10 集結場所への集結から現地到着までブロック別に活動する場合において、ブロック中隊長は、岡山県大隊長の指揮の下で、ブロック中隊の活動を指揮するものとする。

第3章 岡山県大隊等の出動

（地震時等の出動等に係る取決め）

第7 要請要綱別表A-1及びA-2並びにアクションプランに基づき、地震等の発生後、岡山県に属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動（迅速出動を含む。）を行う対象となる事象は、別表第15のとおりとする。

（岡山県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備）

第8 別表第15に定める地震等が発生し、岡山県に属する緊急消防援助隊が出動準備（迅速出動に伴う出動準備を含む。）を行う対象となっている場合、岡山県及び各消防本部は、次のとおり対応するものとする。

- (1) 岡山県は、代表消防機関、更に代表消防機関は幹事消防本部を通じて各消防本部から事前に計画された隊（別表第5）を構成する小隊の出動可否の連絡を受けた後、消防庁に対して速やかに要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、岡山県内で大規模な被害が発生していない場合又は大規模な被害の発

生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊（別表第 5）のとおりに出動可能隊数を報告するものとする。

(2) 各消防本部は、地震等の発生後速やかに幹事消防本部、更に幹事消防本部は代表消防機関を通じて岡山県に対して事前に計画された隊（別表第 5）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

2 土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から岡山県大隊又は岡山県土砂・風水害機動支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、岡山県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

(1) 岡山県は、各消防本部に対して速やかに事前に計画された隊（別表第 6 又は別表第 14）を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式 2－2 により出動可能隊数を報告するものとする。

ただし、岡山県内で大規模な被害が発生していない場合又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊（別表第 6 又は別表第 14）のとおりに出動可能隊数を報告するものとする。

(2) 岡山県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに事前に計画された隊（別表第 6 又は別表第 14）を構成する小隊の出動可否を幹事消防本部、更に幹事消防本部は代表消防機関を通じて岡山県に連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

3 前 2 項の場合のほか、消防庁から岡山県大隊（NBC 災害における救急小隊を中心とした岡山県大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした岡山県大隊など）の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、岡山県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

(1) 岡山県は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防本部に対して速やかに代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式 2－2 により出動可能隊数を報告するものとする。

(2) 岡山県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を幹事消防本部、更に幹事消防本部は代表消防機関を通じて岡山県に連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

4 消防庁から岡山県エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、岡山県及び当該部隊を構成する小隊の属する消防本部は次のとおり対応するものとする。

(1) 岡山県は、事前に計画された隊（別表第 12）を構成する小隊の属する消防本部に対して速やかに出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式 2－2 により出動可能隊数を報告するとともに、代表消防機関にも情報提供する。

(2) 岡山県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、事前に計画された隊（別表第 12）を構成する小隊の出動可否を倉敷市消防局を通じて岡山県に連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

- 5 岡山県は、消防庁から岡山県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。
- 6 第1項から前項までの出動可能隊数の報告の手順は、別紙第2のとおりとする。

(集結場所)

第9 集結場所は、別表第16のとおりとする。

(岡山県大隊及び統合機動部隊の出動)

- 第10 岡山県知事は、消防庁長官から要請要綱別記様式3-1又は同様式3-4により岡山県大隊(又は統合機動部隊)の出動の求め又は指示を受けた場合は、各市町村長(各消防本部)に対して出動の求め又は指示を行うものとする。なお、このときの伝達は、岡山県から各消防本部に行うものとする。
- 2 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5又は別表第6に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、幹事消防本部を経由して各消防本部と調整するものとする。
- 3 出動の求め又は指示後(迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後)、各消防本部は次のとおり対応するものとする。
- (1) 岡山県統合機動部隊は、出動の求め又は指示後(迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後)、おおむね1時間以内に出動するものとし、次に掲げる任務を行い、岡山県大隊(後続する場合のみ)及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- ア 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関すること。
- イ 被災状況、活動場所、任務、必要な隊規模等の情報の収集に関すること。
- ウ 岡山県大隊が後続する場合のア及びイに規定する情報の提供に関すること。
- エ 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
- オ 被災地における通信の確保に関すること。
- カ 初期消火、救助及び救急活動に関すること。
- キ 航空消防活動の支援に関すること。
- ク 宿営場所の設営に関すること。
- ケ 被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関すること。
- (2) 第一次編成陸上隊は、岡山県統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後(迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後)、おおむね3時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。
- (3) 第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後(迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後)、おおむね5時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。
- (4) 代表消防機関は、別表第16に基づき第一次編成陸上隊及び第二次編成陸上隊の集結場所及び集結時間を決定し、岡山県及び幹事消防本部に対して連絡するものとし、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。

- (5) 迅速出動を行う場合、後方支援本部は、岡山県統合機動部隊及び岡山県大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。
- 4 第一次編成陸上隊については倉敷市消防局が、第二次編成陸上隊については津山圏域消防組合消防本部が「進出拠点又は応援先市町村への到着」までの指揮を行うものとする。
- 5 代表消防機関は、災害の状況及び編成される岡山県大隊の規模を勘案し、「集結場所への集結」から「進出拠点又は応援先市町村への進出」までの活動をブロック別に行うことが適当と判断するときは、岡山県大隊のブロック別活動の実施を決定することができるものとする。この場合、前項に代えて、代表消防機関は、幹事消防本部に対して岡山県大隊のブロック別活動の実施を連絡するものとし、幹事消防本部は、ブロック中隊の集結場所及び集結時間を決定し、岡山県、代表消防機関及びブロック内消防本部に対して連絡するものとする。

(その他の部隊の出動)

- 第 11 岡山県知事は、長官から要請要綱別記様式 3-1 により岡山県エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町村長（各消防本部）に対して出動の求め又は指示を行うものとする。なお、このときの伝達は、岡山県から当該部隊を構成する小隊の属する各消防本部に対して行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けた岡山県エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、別表第 17 に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。
- 2 岡山市長は、長官から要請要綱別記様式 3-1 により岡山市消防局 N B C 災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後 30 分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする
- 3 岡山県知事は、長官から要請要綱別記様式 3-1 により岡山県土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町村長（各消防本部）に対して出動の求め又は指示を行うものとする。なお、このときの伝達は、岡山県から当該部隊を構成する小隊の属する各消防本部に対して行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けた岡山県土砂・風水害機動支援部隊長は、別表第 17 に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

(国家的な非常災害における出動)

- 第 12 国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、幹事消防本部を通じて岡山県に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数の報告を行うものとし、岡山県は、消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数の報告を行うものとする。
- 2 長官から出動の指示があった場合には、第 10 第 3 項に定める出動を行うほか、別表第 5 に基づき特別編成陸上隊を編成するものとする。
- 3 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第 5 に記載していない特殊

災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、幹事消防本部を経由して各消防本部と調整するものとする。

- 4 特別編成陸上隊は、地震発生後おおむね24時間以内（災害状況により早まることもある。その場合は、代表消防機関や幹事消防本部を経由して連絡する。）に集結場所に集結し、出動するものとする。
- 5 各消防本部は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防本部における消防力を維持するための態勢を整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。
- 6 アクションプランが適用された場合には、岡山県エネルギー・産業基盤災害即応部隊を編成し、岡山県大隊とともに出動させるものとする。

（岡山県大隊等の出動隊数の報告）

- 第13 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、幹事消防本部を経由して岡山県に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。
- 2 代表消防機関は幹事消防本部から報告のあった各消防本部の報告を取りまとめ岡山県に報告、岡山県は消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。
 - 3 各小隊を出動させた消防本部は、次に掲げる事項について、幹事消防本部に報告し、代表消防機関はこれらを取りまとめ岡山県に報告するものとする。
 - (1) 出動させた隊員の代表者の職階級、氏名及び連絡先（携帯番号）
 - (2) 出動隊数、車両及び資機材
 - (3) 集結場所到着予定時刻
 - (4) その他必要な事項

（緊急消防援助隊の車両表示）

- 第14 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

（集結場所への集結完了）

- 第15 岡山県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長又はブロック中隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。
- 2 後方支援本部は、前項の内容について岡山県に対して報告するものとする。
 - 3 NBC災害即応部隊は集結場所に集結せず、直接、進出拠点に出動すること。

（進出拠点への進出）

- 第16 岡山県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長（以下「岡山県大隊長等」という。）は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- 2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
 - 3 岡山県大隊長等又はブロック中隊長は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに

に、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。

- (1) 被災地の被害概要
- (2) 岡山県大隊等の活動地域及び任務
- (3) 岡山県大隊等の進出拠点及び出動ルート
- (4) その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

第 17 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 被災地への出動途上等で道路交通法第 39 条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
- (2) 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署（所）途上である旨を申し出るとともに、車両ごとに別紙第 3 「公務従事車両証明書」に必要事項を記入し提出するものとする。なお、緊急やむを得ず当該証明書を持参することができない場合は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通行日時及び車両登録番号等を記入し提出するものとする。
- (3) 名刺を提出した場合、後日、岡山県を通して消防庁へ「公務従事車両証明書」を提出するものとする。
- (4) 料金収受員から別途指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(情報共有)

第 18 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

第 19 岡山県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに県大隊名（又は部隊名。以下同じ）、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、岡山県大隊長等（NBC 災害即応部隊長は除く。）のみが先行して前項の任務を行い、無線等により後続する隊に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第 20 岡山県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 岡山県大隊本部の設置場所
- (5) 安全管理に関する体制
- (6) 使用無線系統

(7) 地理及び水利の状況

(8) その他活動上必要な事項

- 2 岡山県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する岡山県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が岡山県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、岡山県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。
- 3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する岡山県大隊が被災地に到着後は、岡山県大隊に帰属し、岡山県大隊長の指揮の下、岡山県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第4章 現場活動

(岡山県大隊本部の設置)

- 第21 岡山県大隊長は、災害本部付近の活動上適当な場所に岡山県大隊長を本部長とする岡山県大隊本部を設置するものとする。
- 2 岡山県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。
 - 3 岡山県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。
 - 4 岡山県大隊長は、被害状況及び岡山県大隊の活動を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を配置するものとする。

(活動時における無線通信運用体制及び情報収集)

- 第22 活動時の無線通信運用体制は、別表第17のとおりとする。
- 2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、岡山県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

(隊員交替)

- 第23 隊員交替は、原則、被災地に到着後2泊3日（移動日は除く。）を目安に行うこととする。

(各隊の保有資機材等)

- 第24 後方支援中隊の保有資機材は、岡山県が別に定める。
- 2 後方支援中隊を除く各隊の応援可能資機材は、別表第7のとおりとする。
 - 3 応援可能消火薬剤等は、別表第8のとおりとする。
 - 4 応援可能無線機等は、別表第9のとおりとする。

(日報)

- 第25 岡山県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第5章 後方支援活動

（後方支援本部の設置等）

- 第26 岡山県大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。
- 2 後方支援本部長は、岡山市消防局長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。
 - 3 本部員は、岡山市消防局の職員をもって充てるものとする。
 - 4 第1項、第2項及び第3項の規定に関わらず、岡山市消防局が出動できない場合又は岡山県消防防災ヘリコプターのみが出動する場合は、岡山県に後方支援本部を設置し、後方支援本部長は、岡山県消防保安課長をもって充てる。
 - 5 後方支援本部長は、岡山県及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。
 - 6 後方支援本部は、岡山県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。
 - (1) 消防庁、指揮支援（部）隊長、岡山県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
 - (2) 岡山県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
 - (3) 岡山県大隊等の隊数及び人員数の集計
 - (4) 岡山県大隊等の活動記録の集約
 - (5) 各消防本部に対する岡山県大隊等の活動状況に関する情報提供
 - (6) 岡山県大隊等に対する災害に関する情報提供
 - (7) 必要な資機材等の手配及び提供
 - (8) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
 - (9) 後方支援に係る岡山県との調整
 - (10) その他必要な事項
 - 7 後方支援本部長は、災害の状況及び岡山県大隊長の判断で、第2陣以降の岡山県大隊の活動のために必要と認めるときは、岡山県に対して被災地又は被災地の属する都道府県に岡山県の職員を派遣し、後方支援本部との連絡調整に当たらせるよう求めることができるものとする。

（後方支援中隊の任務等）

- 第27 後方支援中隊は、岡山県大隊長又は部隊長の指揮の下、岡山県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。
- (1) 後方支援本部との連絡
 - (2) 宿営場所の設置及び維持
 - (3) 物資の調達及び搬送
 - (4) 車両及び資機材の保守管理
 - (5) 交替要員の搬送
 - (6) 活動の記録
 - (7) その他必要な事項
- 2 後方支援中隊の活動要領は、岡山県が別に定める。

（相互協力）

第 28 岡山県及び各消防本部は、岡山県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食糧調達等の後方支援体制の構築のため相互協力に努めるものとする。

第 6 章 活動終了

（岡山県大隊等の引揚げ）

第 29 岡山県大隊長等は、指揮支援本部長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

2 岡山県大隊長等は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 岡山県大隊等の活動概要（時間、場所、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

（帰署（所）報告）

第 30 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、岡山県及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。

2 岡山県は、岡山県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第 7 章 活動報告等

（活動結果報告）

第 31 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、岡山県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式 5 及び消防庁が定める報告様式により、速やかに活動報告及び隊数・人員数の報告を行うものとする。

2 代表消防機関は、前項の活動報告及び隊数・人員数の報告を取りまとめ、県と協議しながら緊急消防援助隊活動報告書（要請要綱別記様式 5）を作成するものとする。

3 岡山県は、代表消防機関と連携して作成した緊急消防援助隊活動報告書（要請要綱別記様式 5）及び隊数・人員数の報告様式を消防庁及び受援都道府県に対して速やかに報告するものとする。

第 8 章 その他

（指揮支援実施計画）

第 32 統括指揮支援隊及び指揮支援隊に係る応援等については、岡山市消防局が別に定めるものとする。

- 2 航空指揮支援隊に係る応援等については、岡山県及び岡山市消防局が別に定めるものとする。

（航空部隊の応援等）

- 第 33** 航空部隊に係る応援等については、岡山県及び岡山市消防局が別に定めるものとする。

（消防本部等における事前準備）

- 第 34** 各消防本部等は、岡山県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

- 2 岡山県及び各消防本部は、現場活動用資機材、後方支援資機材等の整備に努めるものとする。

附 則

この計画は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、令和 6 年 3 月 2 9 日から施行する。